

独立行政法人家畜改良センター動物実験指針

17 独家セ第 1578 号
平成 18 年 5 月 19 日

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）における動物実験は、畜産業の発展及び畜産の研究活動を支える重要な手段であり、研究成果について産業動物等への適用を考えるとときには欠くことのできないものである。しかし、ほ乳類等の動物は人類と同様の知覚を有するため、動物福祉の観点からその生命は最大限尊重されるべきものである。

したがって、動物実験を実施するに当たっては、科学研究に要求される諸条件と動物福祉への配慮を調和させることが要求される。わが国においては、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 68 号）が公布され、これに基づき「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号）が制定されるとともに、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和 62 年総理府告示第 22 号）、「動物の処分方法に関する指針」（平成 7 年総理府告示第 40 号）が施行されており、動物実験に関して遵守すべき事項が定められている。

また、日本学術会議からは「動物実験ガイドラインの策定について（勧告）」（昭和 55 年）、学術審議会からは「大学等における動物実験の実施に関する基本的な考え方について（報告）」（昭和 62 年）が出されている。このような状況を踏まえ、センターはより適切な動物実験を追求する観点から、動物実験に関する指針（以下「指針」という。）を以下のとおり定める。

（目的）

第 1 条 この指針は、センターにおける動物実験に関して遵守すべき事項を定めることにより、科学的で動物福祉上適正な実験の実施を図ることを目的とする。

（動物実験委員会）

第 2 条 この指針の実施に関する事項を審議し、その適切な運用を図るため、センター本所に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（適用範囲）

第 3 条 この指針は、センターにおいて行われるすべての動物実験に適用され、遵守しなければならない。

（実験計画）

第 4 条 実験者は、動物実験の範囲を研究目的に必要な最小限度にとどめるため、適正な供試動物の選択及び実験方法の検討を行い、実験動物に適正な飼養環境の条件を確保しなければならない。

2 実験者は、必要に応じて委員会の助言又は指導を仰ぐ等、有効かつ適切な実験を行うよう努めるとともに、委員会の助言又は指導に従わなければならない。

(実験計画の審査)

第5条 実験者は、別記様式第1により作成した動物実験計画書を委員会に提出し、委員会の承認を得なければならない。

(飼養管理)

第6条 実験者は、動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めなければならない。

(実験操作)

第7条 実験者は、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で実験操作時間の短縮を図るとともに、適切な麻酔剤、鎮静剤等の投与等により、動物に苦痛を与えないように努めなければならない。

(実験終了時の処理)

第8条 実験者は、実験が終了した動物の殺処分については、致死量以上の麻酔薬の投与又は他の適切な方法によってその動物にできる限り苦痛を与えないように努めなければならない。

(動物実験の報告)

第9条 実験者は、別記様式第2により作成した動物実験実施報告書を委員会に提出しなければならない。

(細目)

第10条 この指針に定めるもののほか、動物実験の取扱いに関し必要な細目については、理事長が別に定める。

附 則

この指針は、平成18年 5月19日から実施する。

附 則

この指針は、平成21年 2月 1日から実施する。

附 則

この指針は、平成27年 4月 1日から実施する。